

当別町からのお知らせ

「電気料金が安くなる」

などの勧誘に注意しましょう！

事例

現在の設備を「フル稼働した場合の電気料金」と商品（機器）設置後の電気料金を比較し、いかにも電気料金が大幅に安くなるという説明をして勧誘される。

→ 解約を申し出ると、「現在の電気料金から**契約変更の手続きを進めているので、電気料金が値上がりとなるが良いのか？**」と不安をあおる。

→ 個人事業主の場合
「事業者間取引のため、訪問販売であってもクーリング・オフの適応がない」
「解約には**違約金**がかかる」
などと、**契約の撤回を妨げる発言を繰り返す。**



©KANAGAWA2013

注意(確認)のポイント

- 本当に必要な契約ですか？
- 本当に安くなるプランですか？
- 途中解約できますか？ 解約金は確認しましたか？



©KANAGAWA2013

◆ 当別町では、訪問販売など消費者トラブルの相談窓口を開設しています◆
午前8時45分～午後5時15分（月曜日～金曜日、年末年始・祝日は除く）

当別町役場 住民環境部環境生活課 町民生活係（1階）

電話：23-3209(直通) FAX：23-3206